

令和 4 年度 ごみ報告 ～ 混ぜればごみ 分ければ資源 ～

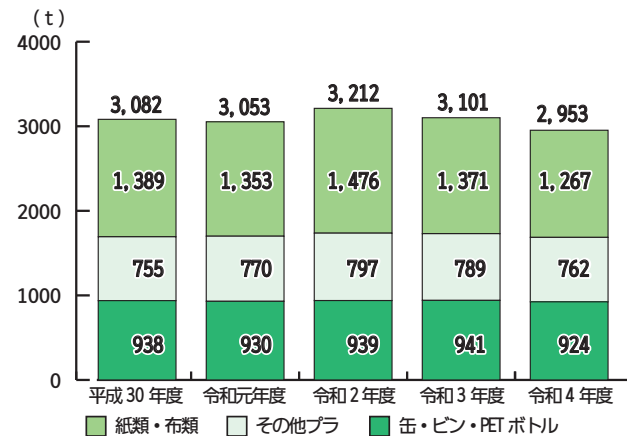
令和 4 年度の幸手市の総ゴミ収集量やごみ処理に要した費用などをお知らせします

資源物収集量と売払代金

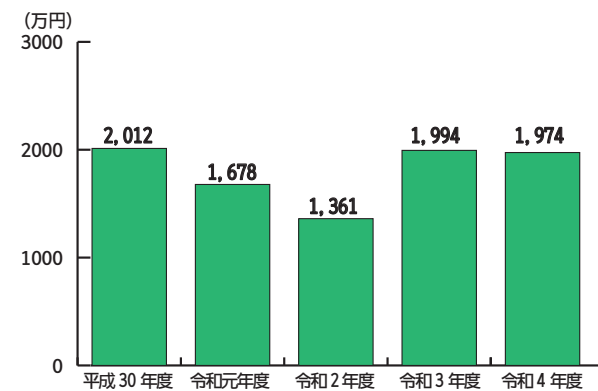
集積所から収集した資源物および不燃ごみ・粗大ごみを選別処理した後の鉄・アルミ類は、売払いを実施し、市の貴重な財源となっています。

令和 4 年度と令和 3 年度を比較すると、売払代金に大きな変化はありませんでした。

■資源物収集量



■資源物売払代金



日本容器包装リサイクル協会拠出金

容器包装リサイクル法に基づき、資源物のうちPETボトルおよびプラスチック製容器包装は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、適正な資源化処理を図ることができます。

また、売却益などが拠出金として市に納入されます。

市の資源物は、数年間続けて最高のAランクでの評価を受けています。これも排出者であるみなさんの徹底した分別ときれいな排出のおかげです。引き続きご協力をお願いします。

再商品化合理化拠出金(配分額) 評価ランクにより配分(※)	0 円
有償入札拠出金(売却益) 市からの引渡し量と再商品化事業者の落札単価に応じて配分	11,232,650 円
令和 4 年度歳入合計	11,232,650 円

※評価ランクは、A(資源化に支障がない)、B(資源化に若干の支障が生じる)、D(著しく分別基準から外れているので、資源化に支障を来す)の3段階で評価されますが、令和 4 年度分再商品化合理化拠出金は、発生しませんでした。

ゴミ出しのルール

- きちんと分別する。
- 収集日を確認する。
- 当日の朝 8 時 30 分までに、地域の決められた集積所に出す。

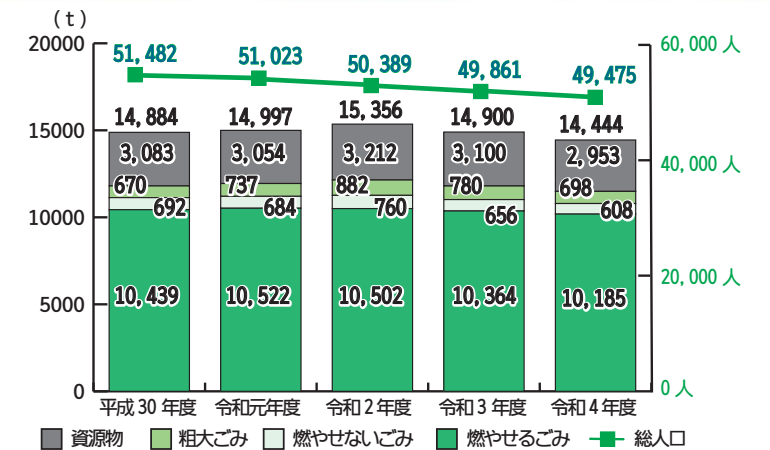
ゴミの分別マーク



総ごみ収集量

総ごみ収集量の推移をみますと、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響に伴う外出自粛などによって増加しましたが、令和 3 年度からは若干の減少に転じています。

今後も引き続きごみと資源の分別排出にご理解・ご協力をお願いします。



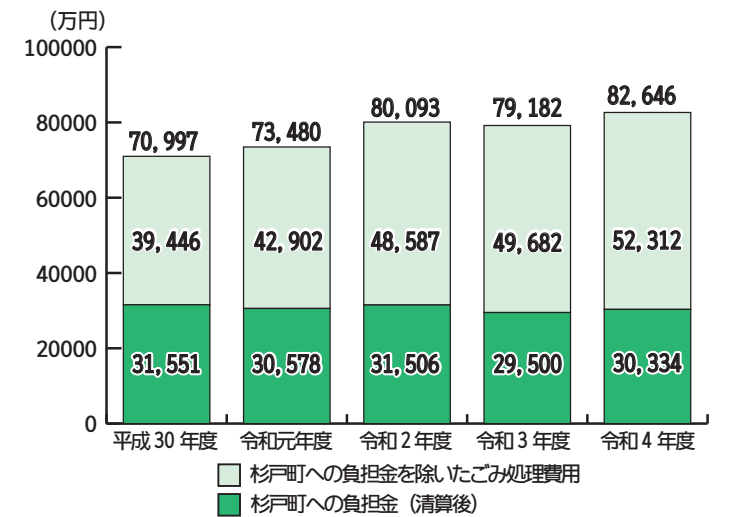
ごみ処理費用

ごみ処理にかかる費用は、令和 3 年度に比べて令和 4 年度は増額となっています。

幸手市の「燃やせるごみ」の処理は杉戸町に委託しています。今後も施設の老朽化に伴う補修が見込まれますので、費用についてはさらに増加することが考えられます。

※清掃費のうち、人件費を除いた管理費とごみ処理費用を合計した決算額の推移を表しています。

※杉戸町への負担金は、翌年度に清算しています。このグラフの数字は、清算後の金額です。



燃やせるごみ処理手数料

燃やせるごみを排出する際の指定ごみ袋は、「ごみ処理手数料」となっています。この手数料は、ごみの分別収集や杉戸町へのごみ処理負担金などへ充てています。

「ごみ処理手数料」は、無駄なごみを出さないような発生抑制やリサイクルへの意識を持続させ、ごみの減量化や資源化の向上を図ること、また、ごみの排出量に応じた手数料により処理費用負担の公平化を図ることを目的としています。

